

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日には、その翌日)
(たるときは、その翌日)

鳥取県告示第千八十五号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百十四条及び第百十七条第一項並びに第百十八条の規定に基づき、昭和四十九年度第四次自衛官（二等陸士、二等海士及び二等空士）募集の募集期間、試験期日、試験場等を、次のとおり告示する。

昭和四十九年十二月三日

鳥取県知事 平 鳩 鴻

三

告示

自衛官の募集

旧慣使用林野整備計画の認可

土地改良区の設立の認可

土地改良区の役員の住所の変更

土地改良区の解散

土地改良事業計画の変更の適否の決定

土地改良事業計画の適否の決定（三件）

土地改良事業の認可（七件）

道路の区域の変更

道路の供用の開始

林業改良指導員資格試験の実施

◆公 告

告 示

一

募集期間

昭和五十年一月一日から昭和五十年三月三十一日まで

二

試験期日

（一）日曜日
（二）国民の祝日にに関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日

、次に掲げる日以外の日とする。

三

試験場の位置及び名称

鳥取市鍛冶町十八の三 自衛隊鳥取地方連絡部

倉吉市仲之町 自衛隊鳥取地方連絡部倉吉募集事務所

米子市立町四丁目 自衛隊鳥取地方連絡部米子募集事務所

四

その他

（一）応募資格

採用予定月の一日現在で十八歳以上二十五歳未満の日本国籍を有する者で、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五

(号) 第三十八条第一項各号の一に該当しないもの

(二) 試験科目

- ア 筆記試験（国語（作文を含む。）、社会及び数学）
- イ 身体検査
- ウ 適性検査及び口述試験

鳥取県告示第千八十八号

江府町長から申請のあつた杉谷地区旧慣使用林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第二十二条第一項の規定に基づき、昭和四十九年十一月二十九日認可したので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十九年十二月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千八十七号

東伯郡大栄町大字大谷一、三八二番地山脇寿雄ほか十六人の者から設立認可申請のあつた大栄町土地改良区については、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年十一月二十六日設立の認可をし、同法同条第二項の規定により成立したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十九年十二月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千八十九号

国分寺土地改良区は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第六十七条第一項第一号に掲げる事由により解散したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十九年十二月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千九十九号

昭和四十九年十一月十二日付けで舎人土地改良区から申請のあつた土地改良（舎人地区ほ場整備）事業計画の変更については、審査の結果その計画を適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のと

国府土地改良区

理 事	山 本 進	変更前	岩美郡国府町大字高岡四七六番地
		変更後	岩美郡国府町大字高岡四六七番地

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員の住所に変更を生じた旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和四十九年十二月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県知事 平 林 鴻 三

おり告示する。

昭和四十九年十二月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年十二月四日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

東伯郡東郷町大字旭一一三番地

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千九十一号

昭和四十九年十一月五日付けで東伯郡東郷町大字別所六八番地伊藤克己

ほか十八人の者から申請のあつた土地改良事業計画及び規約について、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき審査した結果、これを適当と認めたので、

たので、同法第九十五条第三項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年十二月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年十二月四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東郷町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千九十二号

昭和四十九年十月二十九日付けで中山町から申請のあつた土地改良（長野地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年十二月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年十二月四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

中山町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千九十三号

昭和四十九年十一月二日付けで泊村から申請のあつた土地改良（石脇地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年十二月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年十二月四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

泊村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

地改良（妻の神地区農道整備）事業については、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年十一月二十六日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和四十九年十二月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千九十五号

倉吉市から申請のあつた市宮土地改良（古川沢地区農道鋪装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年十一月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年十二月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千九十六号

三朝町から申請のあつた町宮土地改良（穴鴨地区農業用用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年十一月二十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年十二月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千九十四号

倉吉市上福田三三四番地藤本文正ほか五十八人の者から申請のあつた土

鳥取県告示第千九十九号

倉吉市から申請のあつた市営土地改良（穴窪地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年十一月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年十二月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千九十八号

関金町から申請のあつた町営土地改良（陽西地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年十一月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年十二月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千九十九号

会見町から申請のあつた町営土地改良（朝金地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年十一月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年十二月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千百一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第一百十三条の二第一項の規定に基づき、日野町から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十九年十二月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千百二号

土 地 改 良 事 業 の 名 称	工 事 完 了 年 月 日
宮ノ前地区農道整備事業	昭和四八年十二月二十日
楓ノ田地区農道整備事業	昭和四九年二月二十八日
黒坂地区農道整備事業	昭和四九年三月二十日
下榎地区農道整備事業	昭和四八年十二月十五日

鳥取県告示第千百二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、

道路の区域を次のように変更したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十九年十一月三日から一週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十九年十二月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

道路の類	路線名	区	間	供用開始の期日
一般 国道 百八十号	日野郡日野町門谷字太郎谷の参九五八番の先から同町門谷字林塔一一三	昭和四十九年十一月三日		

公 告

鳥取県林業改良指導員資格試験条例(昭和33年4月鳥取県条例第11号)第2条の規定により、昭和49年度林業改良指導員資格試験を次のとおり実施する。

昭和49年12月3日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

種道路の類	路線名	区	間	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
一般 国道 百八十号	日野郡日野町門谷字峠谷西平 ラ九六二番の三の先から同町門谷字三ツ栗向山一〇一番 の二の先まで	一・五 八・五	四、四七〇		
変更後	日野郡日野町門谷字峠谷西平 ラ九六二番の三の先から同町門谷字三ツ栗向山一〇一番 の二の先まで	一・五 八・五	四、四七〇		
変更後	日野郡日野町門谷字太郎谷の 参九五八番の先から同町門谷 字林塔一三四番の一の先ま で	一〇・〇 一五〇・〇	四、六八】		

1 受験資格

次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学、旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学若しくは旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において林業に関する正規の課程を修めて卒業した者又は旧実業専門学校卒業程度検定規程(昭和16年文部省令第54号)、専門学校卒業程度検定規程(昭和18年文部省令第46号)、旧実業学校教員検定に関する規程(大正11年文部省令第4号)若しくは旧中学校、高等女学校教員検定規程(明治41年文部省令第32号)により林業に関する学科目の検定に合格した者

その関係図面は、昭和四十九年十一月三日から一週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十九年十一月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- (2) 学校教育法による高等学校、旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校、旧実業学校令（明治32年勅令第29号）による実業学校、旧高等女学校令（明治32年勅令第31号）による高等女学校若しくは旧中学校令（明治32年勅令第28号）による中学校を卒業した者又は大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）、旧専門学校入学者検定規程（大正13年文部省令第22号）若しくは旧実業学校卒業程度検定規程（大正14年文部省令第30号）による検定に合格した者で、卒業又は検定合格後、昭和50年2月7日までに、次のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が4年以上に達するもの
- ア 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の林業に関する試験研究機関又は学校教育法による高等学校、旧中等学校令による中等学校その他これらと同等以上の教育機関における林業に関する試験研究又は教育
- イ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体における林業に関する技術についての普及又は指導
- (3) (1)又は(2)に掲げる者と同等又はそれ以上の学歴及び経験を有するる知事が認めた者
- (注) 受験資格(3)により認定を受けようとする者は、出願書類に受験資格認定申請書（第1号様式）を添え、昭和50年1月6日までに、知事に提出すること。

2 試験実施方法

(1) 受験願書の受付期間

昭和49年12月14日から昭和50年1月6日まで

(郵送の場合は、昭和50年1月6日までの消印のあるものは、有效とす。)

(2) 受験願書の受付場所

鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県農林部造林課

(3) 試験の日時

筆記試験 昭和50年2月7日 9時から
口述試験 昭和50年2月7日 13時から

(4) 試験の場所

鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁会議室

(5) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験と口述試験に分けて行う。
イ 筆記試験は、学校教育法による大学卒業程度の林業技術及び林業常識について、次の項目により行う。

必須項目	林業経営、造林、森林保護、特殊林産
選択項目	木材加工、林産化学、林業機械

ウ 口述試験は、社会常識その他林業改良指導員として必要な能力について行う。

3 出願書類

- (1) 受験願書（第2号様式）
- (2) 履歴書（第3号様式）
- (3) 最終学校卒業証明書、検定合格証明書又は受験資格認定書

(4) 1の(3)に該当する者があつては、1の(2)のア又はイの職務に従事した期間につき、受験資格を有する者であることを証する職歴証明書(第4号様式)

(5) 写真(最近6箇月以内に撮影した正面、上半身、無帽の手札型で、無台紙のものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を自署すること。)

4 受験手数料及びその納付方法等

(1) 受験手数料 500円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はりつけ欄にはりつけること。この場合、消印しないこと。

(3) 既納の手数料は、還付しない。

5 合格者の公表

試験合格者の氏名は、試験実施後1箇月以内に公表するとともに、合格者に通知する。

6 その他

(1) 試験に関し不正の行為があつた場合は、受験を停止し、又は合格を無効とする。

(2) 試験に関する詳細については、鳥取県農林部造林課又は最寄りの地方農林振興局林業課に照会すること。
なお、郵便で照会する場合は、返信用切手を同封すること。

第1号様式

(日本標準規格 B.5)

受験資格認定申請書

鳥取県知事

林業改良指導員資格試験を受験する資格を有する者であるとの認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

年 月 日

氏名(印)

記

ふりがな 氏名	生年月日	性別
本籍		
現住所		郵便番号

第2号様式

(日本標準規格 B5)

受験願書

収入証紙
はりつけ欄鳥取県知事
啟

林業改良指導員資格試験を受けたいので、関係書類を添えて出願します。

年 月 日

氏名(印)

記

ふりがな 氏名			
生年月日	性別		
本籍			
現住所			

第3号様式

履歴書

ふりがな 氏名	生年 月日	性 別
本籍		

卒業年次	学校名及び専攻科目	所在地
年月		

職歴

勤務期間	勤務場所	職名	業務内容
年月から 年月まで			

上記のとおり相違ありません。
年 月 日 氏名(印)

現住所	郵便番号	貢 罰
選択項目		

第4号様式

職歴証明書

職名
ふりがな
氏名

年 月 日 生

1 試験研究に従事した期間及び勤務場所

2 教育に従事した期間及び勤務場所

3 普及指導に従事した期間及び勤務場所

上記に相違ないことを証明する。

年 月 日

所属長職
名
氏
名(印)